

## 事前協議に必要な添付書類について

開発許可申請の事前協議については、申込時において、以下の書類を添付して下さい。  
なお、農地転用申請を伴う開発許可申請については、開発許可の見込み確認の締切日（農地転用申請締め切りの翌月上旬）までに書類を整えて下さい。書類不備の場合は、開発許可の見込みは無いものとしますので注意して下さい。

- ① 事前協議申込書
  - ② 委任状（代理申請の場合、行政書士が申請のこと。）
  - ③ 設計説明書
  - ④ 申請者の住民票（法人の場合は、法人登記簿謄本）
  - ⑤ 土地登記簿謄本
  - ⑥ 開発区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）、開発区域区域図（縮尺 1/2,500 以上）
  - ⑦ 現況図（縮尺 1/2,500 以上）
  - ⑧ 土地利用計画図（縮尺 1/1,000 以上）
  - ⑨ 造成計画平面図、断面図（縮尺 1/1,000 以上）
  - ⑩ 排水計画平面図（縮尺 1/500 以上）
  - ⑪ 給水計画平面図（縮尺 1/500 以上）
  - ⑫ がけの断面図（縮尺 1/50 以上）
  - ⑬ 擁壁の断面図（縮尺 1/50 以上）
  - ⑭ 丈量図
  - ⑮ 予定建築物の概要図
  - ⑯ 開発行為施行同意書
  - ⑰ 資金計画書
  - ⑱ 申請者の資力信用に関する申告書
  - ⑲ 工事施行者の能力に関する申告書
  - ⑳ 設計者の資格に関する申告書（1ha 未満は不要）
- ⑰ 資金計画書  
⑱ 申請者の資力信用に関する申告書  
⑲ 工事施行者の能力に関する申告書
- } 自己の居住用及び自己の業務用で 1ha 未満は不要